

大分県報

令和二年
号外（七九）
九月三十日

（水曜日）

目次

病院局管理規程

大分県病院局組織規程の一部改正……………	一
大分県病院局職員との給与に関する規程の一部改正……………	一
大分県病院局職員の特殊勤務手当支給規程の一部改正……………	一
大分県病院局事務決裁規程の一部改正……………	二

○病院局管理規程

大分県病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。
令和二年九月三十日

大分県病院局管理規程第八号 大分県病院局長 田 代 英 哉

大分県病院局組織規程の一部を改正する規程

大分県病院局組織規程（平成十八年大分県病院局管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号から第四十八号までを一
号ずつ繰り上げ、第四十九号を削り、同条第二項中「室」を削り、同条中第七項を第八項
とし、第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 県立病院に精神医療センターを置き、同センターに精神科部を置く。

第六条第一項の表の精神医療センター準備室の項を削る。

第九条の表の主任部長の項の次に次のように加える。

統括部長

部

上司の命を受け、所長を補佐し、部長を統括する。

令和二年九月三十日

附則

この規程は、令和二年十月一日から施行する。

大分県病院局職員との給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。
令和二年九月三十日

大分県病院局長 田 代 英 哉

大分県病院局管理規程第九号

大分県病院局職員との給与に関する規程の一部を改正する規程

大分県病院局職員との給与に関する規程（平成十八年大分県病院局管理規程第十三号）の一
部を次のように改正する。

第二十一条第五項第二号中「主任部長」の下に「統括部長」を加える。

第三十九条中「及び地域医療支援手当」を「地域医療支援手当及び精神医療業務手当」
に改める。

別表第四の2の表の四級の項中「主任部長」の下に「統括部長」を加える。

別表第十一の県立病院の項中「（病院局長が定める職員を除く。）」の下に「統括部
長」を加える。

附則

この規程は、令和二年十月一日から施行する。

大分県病院局職員の特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。
令和二年九月三十日

大分県病院局長 田 代 英 哉

大分県病院局管理規程第十号

大分県病院局職員の特務勤務手当支給規程の一部を改正する規程

大分県病院局職員の特殊勤務手当支給規程（平成十八年大分県病院局管理規程第十四号）
の一部を次のように改正する。

第十四条を第十五条とし、第十三条を第十四条とし、第十二条を第十三条とし、第十一
条の次に次の一条を加える。

（精神医療業務手当）

第十二条 精神医療業務手当は、職員が精神医療の業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とす
る。

大分県報号外（病院局管理規程）

一

令和二年九月三十日

大分県報号外（病院局管理規程・病院局訓令）

- 一 精神医療センターに勤務する医師 一日につき九百七十円
 - 二 精神医療センターに勤務する看護師 一日につき七百十円
 - 三 精神医療センターに勤務する精神保健福祉士、臨床心理士及び看護助手 一日につき五百四十円
 - 四 前三号に掲げる職員のほか、精神病患者に接する業務に従事した職員 一日につき五百四十円
- 附 則
- この規程は、令和二年十月一日から施行する。

○病院局訓令

大分県病院局訓令第十号

本 局
病 院

大分県病院局事務決裁規程（平成二十三年大分県病院局訓令第三号）の一部を次のように改正する。

令和二年九月三十日

大分県病院局長 田 代 英 哉

別表第二の二のイの表中十八の項を十九の項とし、十四の項から十七の項までを一項ずつ繰り下げ、十三の項の次に次のように加える。

<p>十四 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号。以下この項中の「法」という。）に関する事務</p>	<p>一 法第三十三条の七第一項の規定に基づき、同条第二項後段の規定による特例措置を採ることができる応急入院指定病院の指定を知事に申請すること。</p>	

附 則

この訓令は、令和二年十月一日から施行する。